

石川県公報

令和7年10月30日(木曜日)

号外

(第71号)

目次

教育委員会

○石川県立高等学校規則及び石川県立特別支援学校規則
の一部を改正する規則

1

○令和8年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年
入学者、同定時制の課程第1学年入学者、石川県公立
高等学校推薦入学者、石川県立高等学校外国人生徒等
に係る特別入学者、石川県立高等学校連携型中高一貫
教育校の連携型入学者、石川県立高等学校併設型中高
一貫教育校の併設型入学者、石川県立高等学校通信制
の課程第1学年入学者及び石川県立特別支援学校(義務
教育課程を除く。)入学者募集公告

4

教育委員会

石川県立高等学校規則及び石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第七号

石川県立高等学校規則及び石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

(石川県立高等学校規則の一部改正)

第一条 石川県立高等学校規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

学校名	課程	種別	定時制 昼夜間制別	設置学科	募集生徒数
石川県立大聖寺実業高等学校	全日制			機械システム科	80人
				情報ビジネス科	40
石川県立大聖寺高等学校	全日制			普通科	160
石川県立加賀高等学校	全日制			総合学科	80
石川県立加賀聖城高等学校	定時制		夜間制	普通科	40
石川県立小松商業高等学校	全日制			総合情報ビジネス科	160
石川県立小松工業高等学校	全日制			機械システム科	80
				電気科	80
				建設科	40
				材料化学科	40
石川県立小松高等学校	全日制			普通科	280
				理数科	40
石川県立小松北高等学校	定時制		夜間制	普通科	40
			昼間制	普通科	80
石川県立小松明峰高等学校	全日制			普通科	240
石川県立寺井高等学校	全日制			総合学科	120

石川県立鶴来高等学校	全日制			普通科	120
石川県立松任高等学校	全日制			普通科	40
				総合学科	80
石川県立翠星高等学校	全日制			総合グリーン科学科	160
石川県立野々市明倫高等学校	全日制			普通科	240
石川県立金沢錦丘高等学校	全日制			普通科	320
石川県立金沢泉丘高等学校	全日制			普通科	360
				理数科	40
	通信制			普通科	200
				衛生看護科	40
石川県立金沢二水高等学校	全日制			普通科	400
石川県立金沢中央高等学校	定時制		夜間制	総合学科	40
			昼間制	総合学科	160
石川県立金沢伏見高等学校	全日制			普通科	240
石川県立金沢辰巳丘高等学校	全日制			普通科	120
石川県立金沢商業高等学校	全日制			総合情報ビジネス科	280
石川県立工業高等学校	全日制			機械システム科	80
				電気科	40
				電子情報科	40
				材料化学科	40
				工芸科	40
				テキスタイル工学科	40
				デザイン科	40
石川県立金沢桜丘高等学校	全日制			普通科	360
石川県立金沢西高等学校	全日制			普通科	320
石川県立金沢北陵高等学校	全日制			総合学科	160
石川県立金沢向陽高等学校	全日制			普通科	120
石川県立内灘高等学校	全日制			普通科	120
石川県立津幡高等学校	全日制			スポーツ健康科学科	80
				総合学科	80
石川県立羽咋高等学校	全日制			普通科	160
石川県立羽松高等学校	定時制		昼間制	普通科	40
石川県立羽咋工業高等学校	全日制			機械システム科	40
				電気科	40
				建設・デザイン科	40
石川県立宝達高等学校	全日制			普通科	80
石川県立志賀高等学校	全日制			普通科	80
石川県立七尾東雲高等学校	全日制			機械システム科	80
				演劇科	20
				総合学科	60
石川県立七尾高等学校	全日制			普通科	160
				理数科	40
石川県立七尾城北高等学校	定時制		夜間制	普通科	40
石川県立田鶴浜高等学校	全日制			衛生看護科	40
				健康福祉科	40
			専攻科	衛生看護科	40
石川県立鹿西高等学校	全日制			普通科	120

石川県立穴水高等学校	全日制			普通科	80
石川県立能登高等学校	全日制			普通科	40
				地域産業科	40
石川県立門前高等学校	全日制			普通科	80
石川県立輪島高等学校	全日制			普通科	120
	定時制		夜間制	普通科	40
石川県立飯田高等学校	全日制			普通科	120

(石川県立特別支援学校規則の一部改正)

第一条 石川県立特別支援学校規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

学校名	対象障害種	部	科	学科	修業年限	募集 児童・生徒数
石川県立盲学校	視覚障害	小学部			6年	一人
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11
			保健理療科		3	8
			専攻科	保健理療科	3	若干名
				理療科	3	若干名
石川県立ろう学校	聴覚障害	幼稚部			3	13
		小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11
			専攻科	情報デザイン科	2	若干名
		肢体不自由	小学部		6	—
			中学部		3	—
			高等部	普通科	3	11
石川県立明和特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	65
		肢体不自由	小学部		6	—
			中学部		3	—
			高等部	普通科	3	23
石川県立いしかわ 特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	94
		肢体不自由	小学部		6	—
			中学部		3	—
			高等部	普通科	3	11
石川県立小松瀬領 特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	25
石川県立錦城特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	46
石川県立小松特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	46

石川県立七尾特別支援学校	知的障害	小学部		6	—
		中学部		3	—
		高等部	普通科	3	41
石川県立七尾特別支援学校 輪島分校	知的障害	小学部		6	—
		中学部		3	—
		高等部	普通科	3	11
石川県立七尾特別支援学校 珠洲分校	知的障害	小学部		6	—
		中学部		3	—
		高等部	普通科	3	11
石川県立医王特別支援学校	病弱	小学部		6	—
		中学部		3	—
		高等部	普通科	3	14
石川県立医王特別支援学校 小松みどり分校	病弱	小学部		6	—
		中学部		3	—

箇条

この箇条は、本報の目次に記載されています。

令和8年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者、同定時制の課程第1学年入学者、石川県公立高等学校推薦入学者、石川県立高等学校外国人生徒等に係る特別入学者、石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学者、石川県立高等学校併設型中高一貫教育校の併設型入学者、石川県立高等学校通信制の課程第1学年入学者及び石川県立特別支援学校（義務教育課程を除く。）入学者募集公告

令和8年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者を次の要項により募集する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科にあっては、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかを満たす者とする。

また、全国募集（七尾東雲高等学校演劇科を除く。）の制度を利用する場合は、次の(1)を満たす者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

各高等学校の募集定員は、別表「令和8年度石川県公立高等学校（全日制）第1学年募集定員」のとおりとする。

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県の内外を問わず、複数の公立高等学校に出願することはできない。

- (2) 入学志願者は、一人1校1学科（コース）に限り出願できるものとする。

ただし、次のとおり同一校における第2志望又は併願を認める。

ア 普通科、職業に関する学科、スポーツ健康科学科、地域産業科、演劇科及び総合学科の各学科間で、第2志望を認める。

イ 普通科にコースを設置する学校（七尾高等学校を除く。）については、コースと普通科（コースを除く。）の間で、第2志望を認める。

七尾高等学校については、普通科文系フロンティアコースと普通科（コースを除く。）の間で、順位を付け

ない併願を認める。

ウ 普通科（コースを除く。）と理数科の間で、順位を付けない併願を認める。

なお、第2志望を記入する場合は、各学科の特色や入学後の進路について、十分考慮して行うこと。

(3) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出する。

(4) 石川県立高等学校を志願する場合の入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。

なお、郵送による出願を希望する者は、簡易書留とし、宛先を明記した返信用封筒（110円分の切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。

(5) 1(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。

(6) 県外からの出願者及び1(3)に該当する者は、入学願書に志願先高等学校を所管する教育委員会（以下「教育委員会」という。）が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

なお、全国募集の制度を利用する者は、入学志願許可の手続は不要である。

(7) 中学校長は、別に定める調査書及び成績一覧表を志願先高等学校長に提出し、令和7年度卒業予定者全員に係る成績一覧表を石川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書提出後に、志願先高等学校を、変更しようとする者又は同一校に設置される他の学科（コース）に志願を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。

ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を、中学校長を経由して、先に入学願書を提出した高等学校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をすること。

イ 同一校に設置される他の学科（コース）へ志願変更する場合も、アに準じて必ず手続をすること。

ウ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

令和8年2月18日（水）から同月24日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11(2)を参照すること。

(2) 志願者数公表

令和8年2月24日（火）午後3時30分に、各高等学校において行う。

(3) 志願変更期間（入学願書取下げ及び変更出願）

令和8年2月27日（金）から同年3月3日（火）まで

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

(4) 確定志願者数公表

令和8年3月3日（火）午後3時30分に、各高等学校において行う。

(5) 調査書等の提出期間

令和8年3月3日（火）から同月5日（木）まで

なお、(1)、(3)及び(5)についての受付時間は、午前9時から午後4時までとし、令和8年2月24日（火）及び同年3月3日（火）は、午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、学校がそれぞれの学科やコースの特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり、合格者を決定するものとする。

なお、選抜に当たっては、当初からの志願者と志願変更による志願者は、同等に取り扱う。

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申並びに高等学校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。
- (2) 調査書における学習の記録の評定の取り扱いについては、「第1学年及び第2学年(義務教育学校においては第7学年及び第8学年)の各教科の評定の合計値」と、「第3学年(義務教育学校においては第9学年)の各教科の評定の合計値を2倍した値」の和を用いることとする。
- (3) 審査は、調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して行うものとする。
- (4) 面接等を実施する学校にあっては、その結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、別に定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

欠席日数が、中学校のいずれかの学年において年間30日以上の者は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記入し、厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

9 学力検査等

- (1) 学力検査等は、令和8年3月10日(火)及び同月11日(水)の両日、志願者全員について、各志願先高等学校において行う。
- (2) 学力検査は、1日目に国語、理科及び外国語(英語(「聞くことの検査」を含む。))の3教科、2日目に社会及び数学の2教科を次の日程により実施する。

令和8年3月10日(火)	9:00~9:50	10:10~11:00	11:20~12:10
	国語	理科	英語
令和8年3月11日(水)	9:00~9:50	10:10~11:00	*各教科100点満点
	社会	数学	

- (3) 面接及び適性検査は、学校・学科(コース)ごとに、2日目にいずれか一方又は両方を実施できるものとする。実施校等については、別に定める。

10 合格者の発表

令和8年3月18日(水)正午に、各高等学校において、受検番号の掲示をもって行う。

11 県外からの出願

(1) 出願手続

ア 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、令和8年1月5日(月)以降に教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、志願先高等学校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

イ 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項)に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

ア 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

イ この特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え、中学校長を経由して教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて志願先高等学校へ出願することができるものとする。その出願期間は、令和8年2月27日(金)から同年3月3日(火)午後3時までとする。

(3) 全国募集の制度を利用した出願

ア 所定の入学願書とともに、全国のいずれの公立高等学校にも併願しない旨の中学校長名の証明書を志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、出願の承認は、受検票の交付をもってこれに代える。

- イ 全国募集の制度を利用して一般入学に出願できる者は、推薦入学の選考に漏れ、同一校を志願する者に限る。
なお、七尾東雲高等学校演劇科は、一般入学からの出願も可能とする。

12 外国籍生徒及び海外帰国生徒の出願等

(1) 外国籍生徒及び海外帰国生徒の出願

- ア 中学校に在籍し、出願期間最終日時点で、原則として入国後又は帰国後3年未満の者が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
イ 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

(2) 出願期間最終日時点で、原則として入国後又は帰国後3年未満の者に対する学力検査問題における特別措置

- ア 漢字にひらがなのルビを振った学力検査問題(設問の都合上、問題にルビを振らない場合もある。)での受検を希望する場合は、入学願書出願開始日までに、特別措置申請書により教育委員会に申請するものとする。
イ 措置内容については、本人宛てに通知する。

13 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

- ア 次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して志願先高等学校長に申請するものとする。
イ 当該高等学校長は、教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

- | | | |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| ア 座席の移動 | イ 別室受検 | ウ 放送による諸注意等の文書による提示 |
| エ 問題用紙の拡大 | オ 拡大鏡の使用 | カ 車椅子による受検 |
| キ CDプレーヤーの使用(別室) | | ク 「聞くことの検査」の口話法での実施(別室) |
| ケ 「聞くことの検査」に代わる筆記問題(別室) | コ 漢字にひらがなのルビを振った問題の使用 | |
| サ 問題文の読み上げ(別室) | シ その他 | |

なお、「聞くことの検査」の口話法での実施については、英語の学力検査開始前に10分間の読話練習を行う。

さらに、「聞くことの検査」において、日本文を2回、英文を3回繰り返し、このとき延長した時間分だけ、英語の学力検査の時間を延長できるものとする。

また、漢字にひらがなのルビを振った問題の使用については、設問の都合上、問題にルビを振らない場合もある。

14 全日制課程一般入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

全日制課程一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、志願先高等学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

- ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、13(2)イによっても受検できなかった者
イ 月経随伴症状の体調不良等により、13(2)イによっても受検できなかった者
ウ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

- (ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和8年3月10日(火)及び同月11日(水)の両日とも原則午前9時までに、志願先高等学校長に対して電話にて伝える。
(イ) 受検希望者は、令和8年3月11日(水)の原則午後4時までに、中学校長を経由して志願先高等学校長へ追検査受検申請書を提出する。その際、追検査受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書、中学校長の副申書等)を添付する。

イ 審査

- (ア) 高等学校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。
(イ) 高等学校長は、令和8年3月12日(木)午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を、中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は、若干名とし、一般入学の合格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和8年3月19日(木)に各志願先高等学校において行う。

イ 追検査は、検査I(国語、外国語(英語(「聞くことの検査」は、行わない。)))及び検査II(理科、社会、数学)を次の日程により実施する。

令和8年3月19日(木)	9:00~9:40	10:00~11:00
	検査I	検査II

*検査Iは、国語40点、英語40点の計80点満点、検査IIは理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点

ウ 面接及び適性検査については、実施しないこととする。

(5) 選抜結果の通知

高等学校長は、選抜結果通知書を作成し、令和8年3月19日(木)に中学校長に送付する。

また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は、行わない。

15 その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

別表 令和8年度石川県公立高等学校(全日制)第1学年募集定員

学 校 名	設 置 学 科	募 集 定 員 (人)	
		学 科 别	計
石川県立大聖寺実業高等学校	機械システム科	80	120
	情報ビジネス科	40	
石川県立大聖寺高等学校	普通学科	160	160
石川県立加賀高等学校	総合学科	80	80
石川県立小松商業高等学校	総合情報ビジネス科	160	160
石川県立小松工業高等学校	機械システム科	80	240
	電気学科	80	
	建設学科	40	
	材料化学科	40	
石川県立小松高等学校	普通学科	280	320
	理数学科	40	
石川県立小松明峰高等学校	普通学科	240	240
石川県立寺井高等学校	総合学科	120	120
石川県立鶴来高等学校	普通学科 (うちスポーツ科学コース)	120 40)	120
石川県立松任高等学校	普通学科	40	120
	総合学科	80	
石川県立翠星高等学校	総合グリーン科学科	160	160
石川県立野々市明倫高等学校	普通学科	240	240
石川県立金沢錦丘高等学校	普通学科	320	320
石川県立金沢泉丘高等学校	普通学科	360	400
	理数学科	40	
石川県立金沢二水高等学校	普通学科	400	400

石川県立金沢伏見高等学校	普通科	240	240
石川県立金沢辰巳丘高等学校	普通科 (うち芸術コース 40)	120 40)	120
石川県立金沢商業高等学校	総合情報ビジネス科	280	280
石川県立工業高等学校	機械システム科 電気科 電子情報科 材料化学科 工芸科 テキスタイル工学科 デザイン科	80 40 40 40 40 40 40	320
石川県立金沢桜丘高等学校	普通科	360	360
石川県立金沢西高等学校	普通科	320	320
石川県立金沢北陵高等学校	総合学科	160	160
石川県立金沢向陽高等学校	普通科	120	120
石川県立内灘高等学校	普通科	120	120
石川県立津幡高等学校	スポーツ健康科学科 総合学科	80 80	160
石川県立羽咋高等学校	普通科	160	160
石川県立羽咋工業高等学校	機械システム科 電気科 建設・デザイン科	40 40 40	120
石川県立宝達高等学校	普通科	80	80
石川県立志賀高等学校	普通科 (うちビジネス・福祉コース 40)	80 40)	80
石川県立七尾東雲高等学校	機械システム科 演劇科 総合学科	80 20 60	160
石川県立七尾高等学校	普通科 (うち文系フロンティアコース 40) 理数科	160 40)	200
石川県立田鶴浜高等学校	衛生看護科 健康福祉科	40 40	80
石川県立鹿西高等学校	普通科	120	120
石川県立穴水高等学校	普通科 (うちキャリアコース 40)	80 40)	80
石川県立能登高等学校	普通科 地域産業科	40 40	80
石川県立門前高等学校	普通科 (うちキャリアコース 40)	80 40)	80
石川県立輪島高等学校	普通科 (うちビジネスコース 40)	120 40)	120
石川県立飯田高等学校	普通科 (うちビジネスコース 40)	120 40)	120
小松市立高等学校	普通科 (うち芸術コース 40)	160 40)	160
金沢市立工業高等学校	機械科	80	

電気科	40	
電子情報科	40	
建築科	40	
土木科	40	240
(計 40校)		7,280

令和8年度石川県公立高等学校定時制の課程第1学年入学者を次の要項により募集する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県公立高等学校定時制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

(1) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者

(2) 中学校を卒業又は修了した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(4) 志願者が県内に居住又は勤務している者（入学までに県内に居住又は勤務することとなる者を含む。）

2 募集定員

各高等学校の募集定員は、別表「令和8年度石川県公立高等学校（定時制）第1学年募集定員」とおりとする。

3 出願手続

(1) 入学志願者は、一人1校1学科に限り出願できるものとする。

ただし、同一校に設置する異なる部（夜間部、午前部、午後部）の間で、第2志望を認める。

(2) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料950円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の3(4)に同じとし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 1(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。

(4) 中学校長は、別に定める調査書を志願先高等学校長に提出する。

ただし、調査書を期間中に高等学校長に提出できない事情にある者については、中学校長が発行した成績証明書等をもってこれに代えることができる。

4 出願等の期間

入学願書の受付期間、調査書等の提出期間等は、次のとおりとする。

入学願書の受付期間	令和8年3月6日（金）から同月23日（月）まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。)
調査書の提出期間	午前9時から午後4時まで (加賀聖城高等学校及び七尾城北高等学校は、午後1時から午後4時まで)

なお、郵送によるものは、簡易書留とし、期限内に到着したものに限り受け付ける。

5 入学者の選抜

全日制の課程第1学年入学者募集要項の「6 入学者の選抜」に準ずる。

なお、満20歳以上（令和8年4月1日現在）の者については、本人からの申し出によって、学力検査を行わず、中学校長から提出された調査書等の必要書類、面接及び作文を資料として選抜を行うことができるものとする（以下「定時制課程特別選抜」という。）。

6 調査書

全日制の課程第1学年入学者募集要項の「7 調査書」に準ずる。

7 自己申告書

全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

8 学力検査等

- (1) 学力検査は、国語及び数学の2教科について実施し、定時制課程特別選抜によらない志願者全員について、夜間部、午前部及び午後部とも、次の日程により、各志願先高等学校において行う。

期日	時間	9:00~9:40	9:55~10:35
令和8年3月25日(水)	国語	数学	

また、面接又は面接及び作文を令和8年3月25日(水)の学力検査終了後に実施する。

なお、時間等の詳細については、当該高等学校長が定める。

- (2) 定時制課程特別選抜による志願者全員については、令和8年3月25日(水)に面接及び作文を実施する。

なお、時間等の詳細については、当該高等学校長が定める。

9 合格者の発表

夜間部、午前部及び午後部とも、令和8年3月27日(金)正午に、各高等学校において、受検番号の掲示をもって行う。

10 県外からの出願

県外からの志願者が提出すべき入学志願特別事情具申書については、入学願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すればよいものとする。

ただし、その出願事由等が明らかな者については、入学志願特別事情具申書の提出を求めることなく、その入学願書を受理することができるものとする。

11 外国籍生徒及び海外帰国生徒の出願等

全日制の課程第1学年入学者募集要項の「12 外国籍生徒及び海外帰国生徒の出願等」に準ずる。

12 第2次募集

入学許可者の数がその定員に満たない学科にあっては、次により第2次募集を行うことができる。この場合において、出願手続等は、第1次募集に準じて取り扱うものとする。

- (1) 第2次募集の実施については、関係学科に関し、各高等学校長がその必要の有無を判断し、石川県教育委員会と協議して実施する。

なお、詳細については、令和8年3月30日(月)以降に、各高等学校へ直接問い合わせること。

- (2) やむを得ない事情により、第2次募集に応募することができなかった者については、当該学科の定員に余裕があり、かつ、十分教育的配慮を加えることができる場合に限り、令和8年4月10日(金)までの期間において、入学を許可することができるものとする。

13 その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

別表 令和8年度石川県公立高等学校(定時制)第1学年募集定員

学 校 名	夜間部、午前部 又は午後部の別	設 置 学 科	募 集 定 員 (人)	
			学 科 别	計
石川県立加賀聖城高等学校	夜 間 部	普 通 科	40	40
石川県立小松北高等学校	夜 間 部	普 通 科	40	120
	午 前 部	普 通 科	40	
	午 後 部	普 通 科	40	
石川県立金沢中央高等学校	夜 間 部	総 合 学 科	40	200
	午 前 部	総 合 学 科	80	
	午 後 部	総 合 学 科	80	
石川県立羽松高等学校	午 前 部	普 通 科	40	40
石川県立七尾城北高等学校	夜 間 部	普 通 科	40	40
石川県立輪島高等学校	夜 間 部	普 通 科	40	40
(計 6 校)				480

令和8年度石川県公立高等学校推薦入学者を次の要項により募集する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項

全日制の課程の職業に関する学科、スポーツ健康科学科、地域産業科、演劇科、普通科の一部及び総合学科について実施する。

1 推薦入学対象学科

(1) 全日制の課程の次の学校の普通科(コースを除く。)について実施する。

鶴来高等学校、松任高等学校、金沢辰巳丘高等学校、金沢向陽高等学校、内灘高等学校、宝達高等学校、志賀高等学校、能登高等学校、門前高等学校、飯田高等学校及び小松市立高等学校

(2) 全日制の課程の次の学校の普通科(コース)について実施する。

鶴来高等学校(スポーツ科学コース)、金沢辰巳丘高等学校(芸術コース)、志賀高等学校(ビジネス・福祉コース)、門前高等学校(キャリアコース)、飯田高等学校(ビジネスコース)及び小松市立高等学校(芸術コース)

(3) 全日制の課程の次の学科について実施する。

農業に関する学科 総合グリーン科学科

工業に関する学科 機械科、機械システム科、電気科、電子情報科、建築科、土木科、建設科、建設・デザイン科、材料化学科、工芸科、デザイン科及びテキスタイル工学科

商業に関する学科 情報ビジネス科及び総合情報ビジネス科

看護に関する学科 衛生看護科

福祉に関する学科 健康福祉科

体育に関する学科 スポーツ健康科学科

地域産業科

演劇科

総合学科

2 対象学科の出願資格及び募集人数

推薦入学を志願できるのは、令和8年3月に石川県内の中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者で、次の(1)イ又は(2)イを満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

また、全国募集の制度を利用する場合は、県外の中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者で、次の(1)ウを満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

なお、推薦入学の募集人数は、別に定める。

(1) 全日制の課程の普通科(コースを除く。)の推薦入学

ア 推薦入学を実施する学校にあっては、推薦入学の募集人数は、募集定員の25%以内とする。

イ 推薦入学を志願できる者は、当該高等学校志望の意志が強く、推薦にふさわしい学力を有するとともに、次の(ア)から(ウ)までのいずれかを満たし、かつ、在学中学校長(以下「中学校長」という。)の推薦を得た者とする。

(ア) 将来の進路や学習に対する目標が明確であること。

(イ) 生徒会活動、部活動等において優れた実績又は資質を有し、入学後も引き続きその活動が期待できること。

(ウ) 社会活動、ボランティア活動等に積極的に参加し、入学後も引き続きその活動が期待できること。

ウ 全国募集の制度を利用して推薦入学を志願できる者は、次の(ア)から(ウ)までを満たし、かつ、中学校長の推薦を得た者とする。

(ア) 当該高等学校志望の意志が強く、推薦にふさわしい学力を有すること。

(イ) 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。

(ウ) 別表「全国募集実施校及び内容一覧」の活動内容に关心・意欲があり、入学後もそれらの活動を継続して取り組む意志があること。

(2) 全日制の課程の普通科におけるコース、職業に関する学科、スポーツ健康科学科、地域産業科、演劇科及び総合学科の推薦入学

ア 推薦入学を実施する学校にあっては、推薦入学の募集人数は、募集定員の30%以内とする。

イ 推薦入学を志願できる者は、次の(ア)から(ウ)までを満たし、かつ、中学校長の推薦を得た者とする。

- (ア) 当該学科(コース)を志望する動機や理由が明確かつ適切であること。
- (イ) 当該学科(コース)に対する適性、興味及び関心を有すること。
- (ウ) 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。

ウ 「(1) 全日制の課程の普通科(コースを除く。)の推薦入学」のウに同じとする。

別表 全国募集実施校及び内容一覧

学校名	学科(コース)	特色ある教育活動
石川県立鶴来高等学校	普通科スポーツ科学コース	柔道、ラグビー、スキー
石川県立金沢向陽高等学校	普通科	女子バドミントン
石川県立津幡高等学校	スポーツ健康科学科	女子バスケットボール、柔道、女子ソフトボール
石川県立志賀高等学校	普通科 普通科ビジネス・福祉コース	レスリング
石川県立七尾東雲高等学校	演劇科	演劇
石川県立能登高等学校	普通科	ソフトテニス
	地域産業科	ソフトテニス、能登里山里海の産業
石川県立門前高等学校	普通科 普通科キャリアコース	野球
石川県立飯田高等学校	普通科 普通科ビジネスコース	ウエイトリフティング

3 出願方法及び出願手続

- (1) 出願は、一人1校1学科(コース)に限る。
- (2) 志願者は、推薦入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、石川県立高等学校を志願する者の入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の3(4)に同じとする。

- (3) 中学校長は、次の書類に推薦入学願書送り状を添えて、志願先高等学校長に提出する。

- ア 推荐入学願書及び入学検定手数料(納入票)
- イ 推荐書
- ウ 志願理由書
- エ 調査書

なお、調査書は全日制の課程第1学年入学者募集要項の「7 調査書」に準ずる。

また、成績一覧表は、令和8年3月3日(火)から同月5日(木)までに志願先高等学校長宛て提出すること。

- (4) 県外から全国募集実施校へ出願する場合

中学校長は、全国のいずれの公立高等学校にも併願しない旨の証明書を志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、出願の承認は、受検票の交付をもってこれに代える。

- (5) 自己申告書については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

4 出願期間

出願受付期間は、令和8年1月30日(金)から同年2月3日(火)までとし、期間中の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

なお、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 推薦に当たって中学校長のとるべき措置

- (1) 中学校長は、推薦の厳正・公平・適切を期するため、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。
- (2) 推荐委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱う。
- (3) 被推薦者の決定は、中学校長が行う。

6 検査科目

推薦入学の志願者について、面接を実施する。一部の学校においては、面接のほかに、適性検査及び作文のうち、いずれか一方又は両方を実施する。

なお、高等学校が実施する検査科目については、別に定める。

7 検査日程

- (1) 実施期日 令和8年2月9日（月）
- (2) 実施場所 志願先高等学校
- (3) 実施時間
 - 9:00～9:30 受付
 - 9:30～9:45 氏名点呼及び注意事項の伝達
 - 10:00～ 面接等

なお、面接等の詳細については、当該高等学校長が定める。

8 適性検査

適性検査は、推薦入学実施学科のうち、次の学科及びコースについて行う。

学科 工芸科、デザイン科、スポーツ健康科学科及び演劇科
コース 普通科のスポーツ科学コース及び芸術コース

なお、適性検査の詳細については、当該高等学校長が定める。

9 入学者の選抜

- (1) 推薦入学志願者については、学力検査を行わない。
- (2) 高等学校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接、さらに、適性検査等を実施する学校にあってはその結果を総合して、合格内定者を決定する。

10 合格内定者数の公表及び選考結果の通知等

- (1) 令和8年2月13日（金）午前10時に、当該高等学校で学科（コース）別合格内定者数を公表する。
- (2) 高等学校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、令和8年2月13日（火）に各中学校長に送付する。
また、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

11 合格者の発表

合格内定者については、令和8年3月18日（水）正午、各志願先高等学校で、一般入学の合格者とともに発表する。

12 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者で、一般入学に志願しようとする者は、入学願書を新たに作成し、受付期間内に提出するものとする。その際、入学検定手数料（納入票）を、推薦入学を志願した高等学校から中学校長を通じて、一般入学を希望する高等学校へ受付開始までに送付するので、新たに入学検定手数料を納入する必要はない。

ただし、全国募集の制度を利用した者は、同一校に限り、出願できるものとする。

13 その他

この要項に定めるもののほか、推薦入学による選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

令和8年度石川県立高等学校外国人生徒等に係る特別入学者を次の要項により募集する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県立高等学校外国人生徒等に係る特別入学実施要項

外国人生徒等に係る特別入学実施校において実施する。

1 外国人生徒等に係る特別入学実施校

- (1) 全日制の課程
加賀高等学校、寺井高等学校、松任高等学校、金沢辰巳丘高等学校普通科（普通コース）、宝達高等学校、鹿西高等学校及び穴水高等学校
- (2) 定時制の課程
加賀聖城高等学校、小松北高等学校、金沢中央高等学校、羽松高等学校、七尾城北高等学校及び輪島高等学校

2 対象学科の出願資格及び募集人数

全日制の課程又は定時制の課程における第1学年入学者募集要項の1に定める出願資格を有する者で、以下の条件を満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

(1) 外国籍生徒の場合

原則として、出願期間最終日時点で入国後3年未満の者

(2) 海外帰国生徒の場合

原則として、出願期間最終日時点で帰国後3年未満の者

なお、外国人生徒等に係る特別入学の募集人数は、募集定員とは別に若干名とする。

3 出願方法及び出願手続

(1) 出願は、一人1校1学科(コース)に限る。

(2) 志願者は、外国人生徒等に係る特別入学願書に海外在住状況説明書と入学検定手数料(全日制の課程に出願する場合は2,200円、定時制の課程に出願する場合は950円)を添え、在学中学校長(以下「中学校長」という。)を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、石川県立高等学校を志願する者の入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の3(4)に同じとする。

(3) 中学校長は、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 外国人生徒等に係る特別入学願書及び入学検定手数料(納入票)

イ 海外在住状況説明書

ウ 調査書

なお、調査書は、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「7 調査書」に準ずる。

また、成績一覧表は、令和8年3月3日(火)から同月5日(木)までに志願先高等学校長宛て提出すること。

(4) 自己申告書については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

4 出願期間

出願受付期間は、令和8年1月30日(金)から同年2月3日(火)までとし、期間中の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、加賀聖城高等学校及び七尾城北高等学校については、午後1時から午後4時までとする。

また、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

なお、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 検査科目

外国人生徒等に係る特別入学の志願者について、面接及び作文を実施する。

6 検査日程

(1) 実施期日 令和8年2月9日(月)

(2) 実施場所 志願先高等学校

(3) 実施時間 9:00～9:30 受付

9:30～9:45 氏名点呼及び注意事項の伝達

10:00～ 面接及び作文

なお、面接及び作文の詳細については、当該高等学校長が定める。

7 入学者の選抜

(1) 外国人生徒等に係る特別入学志願者については、学力検査を行わない。

(2) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、面接及び作文の結果を総合して、合格内定者を決定する。

8 合格内定者数の公表及び選考結果の通知等

(1) 令和8年2月13日(金)午前10時に、当該高等学校で学科(コース)別合格内定者数を公表する。

(2) 高等学校長は、外国人生徒等に係る特別入学選考結果通知書(推薦入学選考結果通知書に準ずる。)を作成し、令和8年2月13日(金)に各中学校長に送付する。

また、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

9 合格者の発表

合格内定者については、以下の日時において、各志願先高等学校で、一般入学の合格者とともに発表する。

(1) 全日制の課程 令和8年3月18日(水)正午

(2) 定時制の課程 令和8年3月27日(金)正午

10 その他

この要項に定めるもののほか、外国人生徒等に係る特別入学による選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じ

た場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

令和8年度石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学者を次の要項により募集する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学実施要項

連携型中高一貫教育校において実施する。

1 連携型入学実施校

石川県立門前高等学校

2 出願資格及び募集人数

連携型入学を志願できるのは、令和8年3月に連携型中学校を卒業見込みの者で、次の(1)を満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

また、連携型入学の募集人数は、別表「令和8年度石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学の募集人数」とおりとする。

(1) 連携型中学校での学習成果を更に継続し発展させ、何事にも意欲的かつ創造的に取り組み、個性の伸長に努められることがであること。

3 出願方法及び出願手続

(1) 連携型中学校から当該連携型高等学校を志願する者は、同日に実施される推薦入学と連携型入学のうち、連携型入学に志願することを原則とする。

(2) 志願者は、連携型入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、在学中学校長(以下「中学校長」という。)を経由して当該高等学校長(以下「高等学校長」という。)に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の3(4)と同じとする。

(3) 中学校長は、次の書類に連携型入学願書送り状(推薦入学願書送り状に準ずる。)を添えて、高等学校長に提出する。

ア 連携型入学願書及び入学検定手数料(納入票)

イ 当該高等学校が内容を指定するレポート

ウ 調査書

エ その他、必要に応じて当該高等学校が提出を求める書類

なお、調査書は、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「7 調査書」に準ずる。

また、成績一覧表は、令和8年3月3日(火)から同月5日(木)までに高等学校長宛て提出すること。

(4) 自己申告書については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

4 出願期間

出願受付期間は、令和8年1月30日(金)から同年2月3日(火)までとし、期間中の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

なお、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 検査科目

連携型入学の志願者について、面接を実施する。

6 検査日程

(1) 実施期日 令和8年2月9日(月)

(2) 実施場所 当該高等学校

(3) 実施時間 9:00～9:30 受付

9:30～9:45 氏名点呼及び注意事項の伝達

10:00～ 面接

なお、面接の詳細については、高等学校長が定める。

7 入学者の選抜

(1) 連携型入学志願者については、学力検査を行わない。

- (2) 高等学校長は、当該高等学校が内容を指定するレポート、調査書、面接及び必要に応じて当該高等学校が提出を求める書類を総合して、合格内定者を決定する。

8 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

- (1) 令和8年2月13日(金)午前10時に、当該高等学校で合格内定者数を公表する。
- (2) 高等学校長は、連携型入学選考結果通知書(推薦入学選考結果通知書に準ずる。)を作成し、令和8年2月13日(金)に中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

9 合格者の発表

合格内定者については、令和8年3月18日(水)正午に、当該高等学校で、一般入学の合格者とともに発表する。

10 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者で、一般入学に志願しようとする者は、入学願書を新たに作成し、受付期間内に提出するものとする。その際、入学検定手数料(納入票)を、連携型入学を志願した高等学校から中学校長を通じて、一般入学を希望する高等学校へ受付開始までに送付するので、新たに入学検定手数料を納入する必要はない。

11 その他

この要項に定めるもののほか、連携型入学による選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

別表 令和8年度石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学の募集人数

名 校 学	学 科 名	募集定員(人)	連携型入学枠(人)
石川県立門前高等学校	普 通 科	40	* (40)
	普通科(キャリアコース)	40	* (40)
全 県 合 計		80	* (80)

(注) * () 内の数字は、推薦入学と合わせた募集人数とする。

令和8年度石川県立高等学校併設型中高一貫教育校の併設型入学者を次の要項により募集する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県立高等学校併設型中高一貫教育校の併設型入学実施要項

併設型入学は、併設型中高一貫教育校において、令和8年3月に当該併設型中学校卒業見込みの者を対象として実施する。

1 併設型入学における手続等

- (1) 併設型中高一貫教育校である石川県立金沢錦丘中学校から石川県立金沢錦丘高等学校への入学を希望する者は、令和7年12月23日(火)までに、入学希望届(様式は、当該併設型高等学校長が定める。)を当該併設型中学校長を経由して当該併設型高等学校長に提出するものとする。提出した者(以下「入学予定者」という。)については、入学者選抜は行わない。
- (2) 併設型高等学校長は、当該併設型中学校を卒業した入学予定者の入学を許可するものとする。
- (3) (1)で定める期日までに入学希望届を提出しない者は、併設型入学による入学資格を失うものとする。
- (4) 入学予定者であっても、併設型高等学校以外の学校に出願手続をした者は、入学予定者としての資格を失うものとする。

2 入学予定者数の公表

併設型高等学校長は、令和8年2月13日(金)午前10時に、当該高等学校で併設型入学による入学予定者数を公表する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、併設型入学に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

令和8年度石川県立高等学校通信制の課程第1学年入学者を次の要項により募集する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県立高等学校通信制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者が県内に居住する者（入学までに県内に居住することとなる者を含む。）

2 募集定員

普通科 200人

衛生看護科 40人（石川県立総合看護専門学校准看護学科在学者及び入学予定者が出願できる。ただし、在学者は、令和8年4月時点で石川県立総合看護専門学校准看護学科1年に在籍していること。）

3 実施校

石川県立金沢泉丘高等学校

〒921-8517 金沢市泉野出町3丁目10番10号（電話番号076-241-6424）

4 出願手続

- (1) 入学志願者は、次の書類等を当該高等学校長に提出する。

ア 入学願書

所定の入学願書に入学検定手数料950円（石川県証紙を用い、消印しないこと。）を添える。

イ 調査書等

次に掲げるもののうち、該当するものを提出すること。

(ア) 1(1)又は(2)に該当する者は、調査書（所定の用紙を使用して在学又は出身中学校で作成し、巻封されたものに限る。）

(イ) 1(3)に該当する者は、修学した学校の成績証明書及び修了（卒業）証明書等

ウ 自己申告書

全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

エ 出願資格確認書

1(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。

オ 返信用封筒（選抜結果通知送付用）

郵便切手（620円分）を貼り、宛先を明記したもの。

- (2) 郵送による出願を希望する者は、簡易書留とし、表に「入学願書在中」と朱書きする。

なお、受検票送付用として、宛先を明記した返信用封筒（110円分の切手貼付）を同封すること。

5 出願期間

令和8年3月12日（木）から同年4月2日（木）までとする。

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、期間内に到着したものに限り受け付ける。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、提出された書類並びに面接及び作文の結果を資料として、通信制の課程の教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価し、当該高等学校長が合格者を決定するものとする。

7 面接及び作文の日程

令和8年4月5日（日） 9:00～9:40 作文
10:10～12:00 面接

8 選抜結果の通知

受検番号の掲示による合格者の発表は行わず、令和8年4月8日（水）に、本人宛てに文書により通知する。

9 県外からの出願

県外からの志願者が提出すべき入学志願特別事情具申書については、入学願書受付期間内に当該高等学校長に提出すればよいものとする。

ただし、その出願事由等が明らかな者については、入学志願特別事情具申書の提出を求めることなく、その入学願書を受理することができるものとする。

10 第2次募集

入学許可者の数が定員に満たない場合にあっては、次により第2次募集を行うことができる。この場合において、出願手続等は、第1次募集に準じて取り扱うものとする。

(1) 第2次募集の実施については、当該高等学校長がその必要の有無を判断し、石川県教育委員会と協議して実施する。

なお、詳細については、令和8年4月9日(木)以降に、当該高等学校へ直接問い合わせること。

(2) やむを得ない事情により、第2次募集に応募することができなかつた者については、定員に余裕があり、かつ、十分教育的配慮を加えることができる場合に限り、令和8年4月15日(水)までの期間において、入学を許可することができるものとする。

11 その他

(1) 入学願書及び入学案内書は、当該高等学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、320円分の切手を貼付した返信用封筒(角形2号)を同封し、表に「新生入学願書希望」と朱書きの上、申し込むこと。

(2) 不明の点及び詳細については、当該高等学校に問い合わせること。

(3) この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

令和8年度石川県立特別支援学校(義務教育課程を除く。)入学者を次の要項により募集する。

令和7年10月30日

石川県教育委員会

令和8年度石川県立盲学校高等部入学者募集要項

1 出願資格

(1) 高等部

次のア及びイに該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

ア 令和8年3月に盲学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

(2) 高等部専攻科

盲学校高等部普通科、保健理療科若しくは高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業又は卒業見込みの者及び高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

なお、専攻科保健理療科と専攻科理療科の間で、第2志望を認める。

各部、各科とも、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する視覚障害者で、両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものとする。

2 募集人員

(1) 高等部

ア 普通科 第1学年 11人

イ 保健理療科 第1学年 8人

(あん摩マッサージ指圧師養成課程 3年制)

(2) 高等部専攻科

ア 保健理療科 第1学年 若干名

(あん摩マッサージ指圧師養成課程 3年制)

イ 理療科 第1学年 若干名
(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成課程 3年制)

3 出願手続

以下の書類等を石川県立盲学校長へ提出すること。

(1) 普通科及び保健理療科

ア 所定の入学願書

イ 在学又は出身中学校の調査書(又は卒業証明書及び成績証明書)

ウ 入舎希望調査書

エ 受検文字等調査書

オ 志願者住所氏名を明記した返信用封筒2部(長形3号・110円分の切手貼付1部及び角形2号・180円分の切手貼付1部)

(2) 専攻科保健理療科及び専攻科理療科

ア 所定の入学願書

イ 在学又は出身高等学校の調査書(又は卒業証明書及び成績証明書)

ただし、大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験の合格者は、当該試験の成績証明書を提出して調査書に代えることができる。

ウ 入舎希望調査書

エ 受検文字等調査書

オ 志願者住所氏名を明記した返信用封筒2部(長形3号・110円分の切手貼付1部及び角形2号・180円分の切手貼付1部)

4 出願期間

令和8年1月6日(火)から同月23日(金)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 出願先

石川県立盲学校

〒920-0942 金沢市小立野5丁目3番1号

6 入学者選抜

(1) 期日 令和8年2月17日(火) 午前9時から

(2) 場所 石川県立盲学校

(3) 選抜方法 下記により総合判定をする。

ア 普通科

学力検査(国語、数学、英語)

イ 保健理療科

学力検査(国語、数学、英語)

ウ 専攻科保健理療科及び専攻科理療科

学力検査(国語、数学)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日(月)正午に、石川県立盲学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

8 県外からの出願

(1) 出願手続

ア 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、志願先特別支援学校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

イ 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項)に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業

見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

9 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

ア 次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に申請するものとする。

イ 当該特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

ア 座席の移動	イ 別室受検	ウ 放送による諸注意等の文書による提示
エ 問題用紙の拡大	オ 拡大鏡の使用	カ 車椅子による受検
キ CDプレーヤーの使用（別室）		ク 「聞くことの検査」の口話法での実施（別室）
ケ 「聞くことの検査」に代わる筆記問題（別室）		コ 漢字にひらがなのルビを振った問題の使用
サ 問題文の読み上げ		シ その他

10 石川県立特別支援学校高等部入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

石川県立盲学校高等部の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人及び保護者からの申請に基づき、石川県立盲学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、9(2)イによっても受検できなかった者

イ 月経随伴症状の体調不良等により、9(2)イによっても受検できなかった者

ウ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 志願者の在籍学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和8年2月17日（火）の原則午前9時までに、石川県立盲学校長に対して電話にて伝える。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等が、石川県立盲学校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和8年2月18日（水）の原則午後4時までに、志願者の在籍学校長を経由して石川県立盲学校長へ追検査受検申請書を提出する。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等が、石川県立盲学校長へ提出する。

イ 審査

(ア) 石川県立盲学校長は、申請書等を審査し、(1)のア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 石川県立盲学校長は、令和8年2月19日（木）午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を志願者の在籍学校長に交付する。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等に交付する。

(ウ) 志願者の在籍学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和8年2月24日（火）午前10時から午前10時30分までの間に石川県立盲学校において行う。

イ 追検査の内容

面接

(5) 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日（月）正午に、石川県立盲学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

11 その他

- (1) 石川県立盲学校に在籍していない入学希望者は、出願の前に石川県立盲学校で入学相談を受けること。その際、所定の眼科診断書の様式を受け取り、出願の前に石川県立盲学校長へ提出すること。
- (2) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立盲学校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、表に「新入生入学願書希望」と朱書きの上、宛先を明記した返信用封筒(角形2号・180円分の切手貼付)1部を同封し、申し込むこと。
- (3) 詳細については、石川県立盲学校(電話番号076-262-9181)に問い合わせること。

令和8年度石川県立ろう学校幼稚部及び高等部入学者募集要項

1 出願資格

(1) 幼稚部

聴覚に障害があり、令和8年4月1日現在満3歳に達している児童のうち、保護者の付添いで通学可能な者(4歳児及び5歳児の入学も可能である。)

(2) 高等部普通科

次のア及びイに該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

ア 令和8年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

(3) 高等部専攻科(2年制) 情報デザイン科

特別支援学校高等部(高等学校に準ずる教育課程)若しくは高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ)を卒業又は卒業見込みの者及び高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

各部、各科とも、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する聴覚障害者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができない又は著しく困難な程度のものとする。

2 募集人員

(1) 幼稚部 3年保育 13人

(2) 高等部

ア 普通科 第1学年 11人

イ 専攻科(2年制) 情報デザイン科 第1学年 若干名

3 出願手続

(1) 幼稚部

入学を希望する保護者は、所定の入学願書を石川県立ろう学校長に提出すること。

(2) 高等部普通科

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立ろう学校長に提出すること。

ア 入学願書

イ 入学志願者調査書

ウ 志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒(角形2号・180円分の切手貼付)1部

(3) 高等部専攻科(2年制) 情報デザイン科

以下の書類等を在学又は出身高等学校長を経由して、石川県立ろう学校長に提出すること。

ア 入学願書

イ 入学志願者調査書

ウ 志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒(角形2号・180円分の切手貼付)1部

ただし、大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験の合格者は、当該試験の成績証明書を提出して調査書に代えることができる。

4 出願期間

令和8年1月6日(火)から同月23日(金)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。その際、受検票送付用として、宛先を明記した返信用封筒(長形3号・110円分の切手貼付)1部を同封すること。

5 出願先

石川県立ろう学校

〒921-8151 金沢市窪6丁目218番地

6 入学者選抜

(1) 期日

ア 幼稚部 令和8年2月18日(水) 午後1時から

イ 高等部普通科 令和8年2月17日(火) 午前9時から

ウ 高等部専攻科 令和8年2月17日(火) 午前9時から

(2) 場所

石川県立ろう学校

(3) 選抜方法

下記により総合判定をする。

ア 幼稚部 認知能力検査及び運動能力検査

イ 高等部普通科 学力検査(国語、数学、英語)

ウ 高等部専攻科 情報デザイン科

学力検査(国語、数学)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、高等部は、令和8年3月2日(月)正午に、石川県立ろう学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。幼稚部は、令和8年3月2日(月)に、選抜結果を本人宛てに発送する。

8 県外からの出願

(1) 出願手続

ア 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、志願先特別支援学校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

イ 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項)に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

9 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

ア 次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に申請するものとする。

イ 当該特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

ア 座席の移動 イ 別室受検 ウ 放送による諸注意等の文書による提示

エ 問題用紙の拡大 オ 拡大鏡の使用 カ 車椅子による受検

キ CDプレーヤーの使用(別室) ク 「聞くことの検査」の口話法での実施(別室)

ケ 「聞くことの検査」に代わる筆記問題(別室) コ 漢字にひらがなのルビを振った問題の使用

サ 問題文の読み上げ シ その他

10 石川県立特別支援学校高等部入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

石川県立ろう学校高等部の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人及び保護者からの申請に基づ

き、石川県立ろう学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、9(2)イによっても受検できなかった者

イ 月経随伴症状の体調不良等により、9(2)イによっても受検できなかった者

ウ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 志願者の在籍学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和8年2月17日(火)の原則午前9時までに、石川県立ろう学校長に対して電話にて伝える。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等が、石川県立ろう学校長に対して電話等にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和8年2月18日(水)の原則午後4時までに、志願者の在籍学校長を経由して石川県立ろう学校長へ追検査受検申請書を提出する。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等が、石川県立ろう学校長へ提出する。

イ 審査

(ア) 石川県立ろう学校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 石川県立ろう学校長は、令和8年2月19日(木)午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を志願者の在籍学校長に交付する。過年度卒業生の場合は、志願者又は保護者等に交付する。

(ウ) 志願者の在籍学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和8年2月24日(火)午前10時から午前10時30分までの間に石川県立ろう学校において行う。

イ 追検査の内容

面接

(5) 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日(月)正午に、石川県立ろう学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

石川県立ろう学校幼稚部の入学者選抜についても、石川県立ろう学校高等部に準じて救済措置を行う。ただし、申請は保護者が石川県立ろう学校に連絡することとし、追検査は6(3)アのうち実情に応じて実施する(乳幼児教育相談利用の有無等により、実態把握が必要になるため)。選抜結果については、令和8年3月2日(月)に本人宛てに発送する。

11 その他

(1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立ろう学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、表に「新入生入学願書希望」と朱書きの上、宛先を明記した返信用封筒(角形2号・180円分の切手貼付)1部を同封し、申し込むこと。

(2) 詳細については、石川県立ろう学校(電話番号076-242-6218)に問い合わせること。

令和8年度石川県立明和特別支援学校及び石川県立いしかわ特別支援学校高等部入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

(1) 令和8年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期

課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)し、次に示す障害の程度等に該当する者とする。

ア 肢体不自由教育部門 普通科

肢体不自由者で、その障害の程度が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

(イ) 肢体不自由の状態が上記に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

イ 知的障害教育部門 普通科

知的障害者で、その障害の程度が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

(イ) 知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

なお、産業技術コースを志願する者は、次の(ウ)及び(エ)のいずれにも該当するものとする。

(ウ) 知的発達の遅滞の程度及び他人との意思疎通や日常生活等への適応機能の障害程度がいずれも軽度のもの

(エ) 卒業後の一般就労希望の意志が明確であり、公共交通機関等による自主通学が可能であるもの

2 招集人員

石川県立明和特別支援学校	肢体不自由教育部門 普通科 第1学年 11人 知的障害教育部門 普通科 第1学年 65人 (うち、産業技術コースは8人)
石川県立いしかわ特別支援学校	肢体不自由教育部門 普通科 第1学年 23人 知的障害教育部門 普通科 第1学年 94人 (うち、産業技術コースは8人)

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、志願先特別支援学校長に提出すること。

(1) 入学願書

(2) 入学志願者調査書

(3) 志願者の住所及び氏名を明記した返信用封筒(長形3号・110円分の切手貼付)1部

4 出願期間

令和8年1月6日(火)から同月23日(金)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 出願先

石川県立明和特別支援学校	〒921-8834 野々市市中林4丁目70番地 電話番号076-246-1133
石川県立いしかわ特別支援学校	肢体不自由教育部門 〒920-3116 金沢市南森本町11番1 電話番号076-258-1101 知的障害教育部門 〒920-3121 金沢市大場町東590番地 電話番号076-213-6262

6 入学者選抜

(1) 期日 令和8年2月17日(火)午前9時から

(2) 場所 各志願先特別支援学校(石川県立いしかわ特別支援学校については、各部門)

(3) 選抜方法 下記により総合判定をする。

- ア 肢体不自由教育部門 普通科
学力検査（国語、数学、英語）
- イ 知的障害教育部門 普通科
学力検査（国語、数学）
- ウ 知的障害教育部門 普通科 産業技術コース
学力検査（国語、数学）及び作業能力検査

7 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日（月）正午に、受検した特別支援学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

8 県外からの出願

(1) 出願手続

- ア 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、志願先特別支援学校へ出願手続を終えなければならない。
なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- イ 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項）に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

9 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

- ア 次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に申請するものとする。
- イ 当該特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

- | | | |
|-------------------------|----------|-------------------------|
| ア 座席の移動 | イ 別室受検 | ウ 放送による諸注意等の文書による提示 |
| エ 問題用紙の拡大 | オ 拡大鏡の使用 | カ 車椅子による受検 |
| キ CDプレーヤーの使用（別室） | | ク 「聞くことの検査」の口話法での実施（別室） |
| ケ 「聞くことの検査」に代わる筆記問題（別室） | | コ 漢字にひらがなのルビを振った問題の使用 |
| サ 問題文の読み上げ | | シ その他 |

なお、肢体不自由教育部門の入学志願者で、「カ 車椅子による受検」のみを希望する場合は、特別配慮事項申請書の提出は不要とする。

10 石川県立特別支援学校高等部入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

石川県立特別支援学校高等部の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人及び保護者からの申請に基づき、特別支援学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

- ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、9(2)イによっても受検できなかった者
- イ 月経随伴症状の体調不良等により、9(2)イによっても受検できなかった者
- ウ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

- (ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和8年2月17日（火）の原則午前9時までに、志願先特別支援学校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和8年2月18日(水)の原則午後4時までに、中学校長を経由して志願先特別支援学校長へ追検査受検申請書を提出する。

イ 審査

(ア) 特別支援学校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 特別支援学校長は、令和8年2月19日(木)午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和8年2月24日(火)に各志願先特別支援学校において行う。

イ 追検査の内容

学校等	追検査の内容
明和特別支援学校普通科産業技術コース	学力検査 国語 10:00~10:30 数学 10:40~11:10
いしかわ特別支援学校普通科産業技術コース	作業能力検査 11:20~12:10
上記のコース以外の各特別支援学校	面接 10:00~10:30

(5) 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日(月)正午に、受検した特別支援学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

11 その他

(1) 知的障害教育部門の普通科産業技術コースを志願する者は、産業技術コースを除く普通科を第2志望とすること。

(2) 知的障害教育部門の普通科産業技術コースを志願する者は、入学願書出願開始日までに産業技術コースの実習体験及び面談を受けるものとする。詳細については、各特別支援学校に問い合わせること。

(3) 知的障害教育部門の普通科産業技術コースにおいては、選抜結果の通知後に合格者の中から入学辞退者が出て場合は、補欠合格を行うことがある。

(4) 入学願書等出願に必要な書類は、志願先特別支援学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、表に「新入生入学願書希望」と朱書きの上、宛先を明記した返信用封筒(角形2号・180円分の切手貼付)1部を同封し、申し込むこと。

(5) 詳細については、志願先特別支援学校に問い合わせること。

令和8年度石川県立小松瀬領特別支援学校高等部入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

(1) 令和8年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する肢体不自由者で、その障害の程度が次のア又はイのいずれかに該当し、通学可能な者とする。

ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難

な程度のもの

イ 肢体不自由の状態が上記に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

2 募集人員

普通科 第1学年 11人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立小松瀬領特別支援学校長に提出すること。

(1) 入学願書

(2) 入学志願者調査書

(3) 志願者の住所及び氏名を明記した返信用封筒(長形3号・110円分の切手貼付)1部

4 出願期間

令和8年1月6日(火)から同月23日(金)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 出願先

石川県立小松瀬領特別支援学校

〒923-0183 小松市瀬領町丁138番1

6 入学者選抜

(1) 期日 令和8年2月17日(火) 午前9時から

(2) 場所 石川県立小松瀬領特別支援学校

(3) 選抜方法 下記により総合判定をする。

学力検査(国語、数学、英語)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日(月)正午に、石川県立小松瀬領特別支援学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

8 県外からの出願

(1) 出願手続

ア 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、志願先特別支援学校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

イ 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項)に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

9 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

ア 次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に申請するものとする。

イ 当該特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

ア 座席の移動 イ 別室受検 ウ 放送による諸注意等の文書による提示

エ 問題用紙の拡大 オ 拡大鏡の使用 カ C Dプレーヤーの使用(別室)

キ 「聞くことの検査」の口話法での実施(別室) ク 「聞くことの検査」に代わる筆記問題(別室)

ケ 漢字にひらがなのルビを振った問題の使用 コ 問題文の読み上げ

サ その他

なお、車椅子による受検に関する特別配慮事項申請書の提出は不要とする。

10 石川県立特別支援学校高等部入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

石川県立小松瀬領特別支援学校高等部の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人及び保護者からの申請に基づき、石川県立小松瀬領特別支援学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

- ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、9(2)イによっても受検できなかった者
- イ 月経随伴症状の体調不良等により、9(2)イによっても受検できなかった者
- ウ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

- (ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和8年2月17日(火)の原則午前9時までに、石川県立小松瀬領特別支援学校長に対して電話にて伝える。
- (イ) 受検希望者は、令和8年2月18日(水)の原則午後4時までに、中学校長を経由して石川県立小松瀬領特別支援学校長へ追検査受検申請書を提出する。

イ 審査

- (ア) 石川県立小松瀬領特別支援学校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。
- (イ) 石川県立小松瀬領特別支援学校長は、令和8年2月19日(木)午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。
- (ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和8年2月24日(火)午前10時から午前10時30分までの間に石川県立小松瀬領特別支援学校において行う。

イ 追検査の内容

面接

(5) 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日(月)正午に、石川県立小松瀬領特別支援学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

11 その他

(1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立小松瀬領特別支援学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、表に「新入生入学願書希望」と朱書きの上、宛先を明記した返信用封筒(角形2号・180円分の切手貼付)1部を同封し、申し込むこと。

(2) 詳細については、石川県立小松瀬領特別支援学校(電話番号0761-46-1324)に問い合わせること。

令和8年度石川県立錦城特別支援学校、石川県立小松特別支援学校、石川県立七尾特別支援学校、
石川県立七尾特別支援学校輪島分校及び石川県立七尾特別支援学校珠洲分校高等部入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

(1) 令和8年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する知的障害者で、その障害の程度が次のア又はイのいずれかに該当するものとする。

ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
イ 知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

2 招集人員

石川県立錦城特別支援学校	普通科 第1学年 25人
石川県立小松特別支援学校	普通科 第1学年 46人
石川県立七尾特別支援学校	普通科 第1学年 41人
石川県立七尾特別支援学校輪島分校	普通科 第1学年 11人
石川県立七尾特別支援学校珠洲分校	普通科 第1学年 11人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、志願先特別支援学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
- (2) 入学志願者調査書
- (3) 志願者の住所及び氏名を明記した返信用封筒(長形3号・110円分の切手貼付)1部

4 出願期間

令和8年1月6日(火)から同月23日(金)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 出願先

石川県立錦城特別支援学校	〒922-0563 加賀市豊町イ120番地1 電話番号0761-73-3101
石川県立小松特別支援学校	〒923-0153 小松市金平町丁76番地 電話番号0761-41-1215
石川県立七尾特別支援学校	〒926-8545 七尾市下町己部54番地 電話番号0767-57-1244
石川県立七尾特別支援学校輪島分校	〒927-2174 輪島市門前町広岡5-3番地 電話番号0768-42-3121
石川県立七尾特別支援学校珠洲分校	〒927-1222 珠洲市宝立町鵜飼6字20番地 電話番号0768-84-2050

6 入学者選抜

- (1) 期日 令和8年2月17日(火)午前9時から
- (2) 場所 各志願先特別支援学校
- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。
学力検査(国語、数学)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日(月)正午に、受検した特別支援学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

8 県外からの出願

- (1) 出願手続

ア 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、志願先特別支援学校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

イ 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項）に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

9 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

ア 次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に申請するものとする。

イ 当該特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

ア 座席の移動	イ 別室受検	ウ 放送による諸注意等の文書による提示
エ 問題用紙の拡大	オ 拡大鏡の使用	カ 車椅子による受検
キ CDプレーヤーの使用（別室）		ク 「聞くことの検査」の口話法での実施（別室）
ケ 「聞くことの検査」に代わる筆記問題（別室）	コ 漢字にひらがなのルビを振った問題の使用	
サ 問題文の読み上げ	シ その他	

10 石川県立特別支援学校高等部入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

石川県立特別支援学校高等部の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人及び保護者からの申請に基づき、特別支援学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、9(2)イによっても受検できなかった者
イ 月経随伴症状の体調不良等により、9(2)イによっても受検できなかった者
ウ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和8年2月17日（火）の原則午前9時までに、志願先特別支援学校長に対して電話にて伝える。
(イ) 受検希望者は、令和8年2月18日（水）の原則午後4時までに、中学校長を経由して志願先特別支援学校長へ追検査受検申請書を提出する。

イ 審査

(ア) 特別支援学校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。
(イ) 特別支援学校長は、令和8年2月19日（木）午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。
(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和8年2月24日（火）午前10時から午前10時30分までの間に各志願先特別支援学校において行う。
イ 追検査の内容

面接

(5) 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日（月）正午に、受検した特別支援学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

11 その他

- (1) 入学願書等出願に必要な書類は、志願先特別支援学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、表に「新入生入学願書希望」と朱書きの上、宛先を明記した返信用封筒(角形2号・180円分の切手貼付)1部を同封し、申し込むこと。

- (2) 詳細については、志願先特別支援学校に問い合わせること。

令和8年度石川県立医王特別支援学校高等部入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかを満たし、かつ、(3)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和8年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
- (3) 独立行政法人国立病院機構医王病院(以下「医王病院」という。)に入院治療を要する病弱者であること。

2 募集人員

普通科 第1学年 14人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立医王特別支援学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
- (2) 入学志願者調査書
- (3) 志願者の住所及び氏名を明記した返信用封筒(長形3号・110円分の切手貼付)1部

4 出願期間

令和8年1月6日(火)から同月23日(金)まで

なお、受付時間は午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 出願先

石川県立医王特別支援学校

〒920-0171 金沢市岩出町ホ1番地

6 入学者選抜

- (1) 期日 令和8年2月17日(火)午前9時から

- (2) 場所 石川県立医王特別支援学校

- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。

学力検査(国語、数学、英語)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日(月)正午に、石川県立医王特別支援学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

8 県外からの出願

- (1) 出願手続

ア 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて、入学願書受付期間内に、志願先特別支援学校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

イ 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項)に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

ア 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

9 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

ア 次の(2)の特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により、中学校長を経由して志願先特別支援学校長に申請するものとする。

イ 当該特別支援学校長は、教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(2) 特別な配慮事項

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|---------------------|
| ア 座席の移動 | イ 別室受検 | ウ 放送による諸注意等の文書による提示 |
| エ 問題用紙の拡大 | オ 拡大鏡の使用 | カ CDプレーヤーの使用（別室） |
| キ 「聞くことの検査」の口話法での実施（別室） | ク 「聞くことの検査」に代わる筆記問題（別室） | |
| ケ 漢字にひらがなのルビを振った問題の使用 | コ 問題文の読み上げ | |
| サ その他 | | |

なお、車椅子による受検に関しての特別配慮事項申請書の提出は不要とする。

10 石川県立特別支援学校高等部入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

石川県立医王特別支援学校高等部の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人及び保護者からの申請に基づき、石川県立医王特別支援学校長が審査し、次のア、イ又はウに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定されている、学校において予防すべき感染症等により、9(2)イによっても受検できなかった者

イ 月経随伴症状の体調不良等により、9(2)イによっても受検できなかった者

ウ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和8年2月17日（火）の原則午前9時までに、石川県立医王特別支援学校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和8年2月18日（水）の原則午後4時までに、中学校長を経由して石川県立医王特別支援学校長へ追検査受検申請書を提出する。

イ 審査

(ア) 石川県立医王特別支援学校長は、申請書等を審査し、(1)ア、イ又はウに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 石川県立医王特別支援学校長は、令和8年2月19日（木）午後3時までに、審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和8年2月24日（火）午前10時から午前10時30分までの間に石川県立医王特別支援学校において行う。

イ 追検査の内容

面接

(5) 選抜結果の通知

選抜結果については、令和8年3月2日（月）正午に、石川県立医王特別支援学校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、本人宛てに発送する。

(6) その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員

会教育長が定める。

11 その他

(1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立医王特別支援学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、表に「新入生入学願書希望」と朱書きの上、宛先を明記した返信用封筒（角形2号・180円分の切手貼付）1部を同封し、申し込むこと。

(2) 詳細については、石川県立医王特別支援学校（電話番号076-257-0572）に問い合わせること。